

事前通知 税務署に義務付け

10項目の通知

- 調査日時
- 場所 ● 目的など

税務署員は

何でもかんでもやるわけではありません

横暴な税務調査で泣かされている納税者がたくさんいます。国税通則法が改悪され、帳簿などの提示・提出や留め置き、修正申告の勧奨など税務署の権限が強化されました。だからといって何でもできるわけではありません。私たちが求めていた「税務調査の事前通知」が税務署に義務付けられ、10項目の通知が必要になりました。税務調査はあくまで任意調査であり、納税者の同意と協力が前提であることは変わっていません。

1 調査には理由が必要です

税務調査をするには、それ相当の理由が必要です。「調べてみなければ分からない」などというのは理由になりません。税務署には具体的な理由を説明する義務があります。



2 「密室の調査」は危険です

税務署は「納税者とだけ話をする」と密室での調査を行います。不安な状態で税務署のいいなりになった人が少なくありません。誰か信頼のできる人に立ち会ってもらいましょう。



3 理由も分からないまま、帳簿や伝票、通帳を見せる必要はありません

安易に取引先や取引銀行を教える必要はありません。教えたために銀行などを調べられ、身に覚えのない高額な修正申告や加算税を迫られた人がたくさんいます。



納税者には

法律で守られる権利があります

私たちが税金を負担する根拠は日本国憲法です。各税法は課税要件などとともに納付・徴収等の手続きについて定めています。税務調査についても、税務署が好き勝手にできるものではなく、法律に基づいて行われなければなりません。税務署の横暴に対しては、納税者の権利を身に付けることが大切です。

自分で計算し、自分で申告

日本では、自らが税法に基づいて所得や税金

の計算をして税務署に申告する申告納税制度をとっています。民商では、みんなで学習し、相談してみんなで申告していきます。

税務署の横暴は許さない

税務調査になれば、仲間で協力して申告と権利を守るため助け合っています。納税者の権利擁護のために税理士や弁護士も専門家として協力しています。納得できないひどい税務調査に悩んでいる人はぜひご相談ください。

民商 納税者の自主的な団体

中小業者の組織、民主商工会は結成以来60年間、税務署の横暴な調査から納税者の権利を守って活動してきました。納税者の立場から「調査理由を明らかにせよ」「納税者の権利を認めよ」と権利を守るために運動している自主的な団体です。

税金や税務調査のご相談は…